

笠岡市立カブトガニ博物館遊具等整備事業 要求水準書

1 要求水準書の意義

この要求水準書は、笠岡市が令和7年度に実施する笠岡市立カブトガニ博物館遊具等整備における設計・施工一括発注公募型プロポーザルの参加者に求める企画提案の前提条件となる要求水準を示すものである。公募型プロポーザル参加者は、この要求水準に明記されている事項を満たした上で、本工事に関する企画提案を行うことができる。

また、本工事の契約者は、工事期間にわたり要求水準を遵守しなければならない。

2 工事内容等

①実施設計

②既設遊具移設及び既設設備撤去工事（基礎撤去，運搬処分を含む）

③遊具等設置工事（製品本体，現場搬入，組立据付，基礎工事等を含む）

④安全施設設置工事（遊び場セーフティサイン，安全マット，安全柵等）

⑤遊具設置に伴う整地工事（安全領域確保のための土地造成・整地等）

⑥遊具資材搬入等に伴う仮設道整備工事（必要に応じて）

⑦使用上の注意看板等設置工事

※ 契約上限額の範囲内で追加して実施可能な提案があれば積極的な追加提案を求める。

3 整備方針及び要求水準

(1) 工事名及び工事場所

「笠岡市立カブトガニ博物館遊具等整備工事」

岡山県笠岡市横島1950番地7地内 岡山県笠岡市横島1950番地8地内

(2) 契約上限額

25,100千円 ※「2. 工事内容等」の全てを含みます。

(3) 要求水準

ア 整備の基本方針

- ・ 市を象徴し，ランドマークであるカブトガニ博物館をより魅力あるものとするため，自然と調和する雰囲気を感じさせ，カブトガニをモチーフとする世界で唯一の遊具を整備すること。
- ・ 幅広い個性や好みに関わらずあらゆる子どもたちが安心して楽しみ，保護者などが安心して遊んでいる子どもたちを見守れるよう，インクルーシブ遊具や東屋を整備すること。
- ・ 市内外から訪れた公園利用者にとって思い出の1ページとなるような，カブトガニをモチーフとしたフォトジェニックな構造物を整備すること。
- ・ 基本方針を踏まえた公園整備図は，別紙を参照すること。

イ 要求水準

- ・ 既存のブランコとその付帯設備は，公園整備図が示すエリアに移転させること。配置の向きは自由に提案すること。

- ・ 既存ブランコを移転させた後のスペースを利用して、カブトガニをモチーフにした二つの遊具を整備すること。①インクルーシブ遊具を整備すること。②予算の範囲内で子供の冒険心を育むような遊具を自由に提案すること。
- ・ 既存東屋の横スペースに新たに東屋を設置すること。
- ・ カブトガニをモチーフにしたスプリング遊具を公園整備図が示すエリアに新設すること。
- ・ 既存公園配置図で示す東屋を撤去し、そのエリアにフォトジェニックな構造物を設置すること。構造物は、カブトガニを活用し自由に提案すること。
- ・ 整備遊具の対象年齢は3歳から12歳までとする。
- ・ 遊具の材質・塗装は、使用期間が長寿命化するように耐久性が優れたものとする。なお、潮風による腐朽を考慮し木材の使用を可能な限り少なくすること。また、地際部には防食テープなどの施工を検討すること。
- ・ 遊具は維持管理（交換・修理）がしやすい材質・構造とすること。特に地際部は劣化が進行しやすいため、長寿命化を考慮した材質や構造とすること。
- ・ 遊具は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改定第3版）」（令和6年6月国土交通省）に基づき、「遊具の安全に関する基準（JPFASPS：2024）」（（一社）日本公園施設業協会）又は同等の基準を満たすこと。
- ・ 本工事の施工に当たっては、岡山県制定「土木工事共通仕様書」及び国土交通省制定「土木工事共通仕様書」に基づき実施すること。
- ・ （一社）日本公園施設業協会の公園施設賠償責任保険に加入した製品、又は生産物賠償責任保険に加入した製品とすること。
- ・ 基礎は、土の流出などによる露出がない構造とすること。
- ・ 工事により移設や撤去が必要な施設（樹木等）があれば、予算の範囲内で対応すること。ただし、移設や撤去はできる限り必要最低限の範囲内とする。
- ・ 遊具の対象年齢、遊び方、注意事項などを記載した案内板、安全マット、安全柵等を適切に配置すること。
- ・ 上記の他、提案遊具の形状等を考慮し安全な利用を確保するために、クッション性のあるシート状材の敷設を検討すること。
- ・ 近年の猛暑から遊具利用による火傷などの対策を可能な限り盛り込むこと。
- ・ 保護者が容易に子供達の状況が分かるよう視認性を考慮した提案とすること。
- ・ 遊具等の形状でカブトガニ等を模したものは、カブトガニ博物館と協議の上、デザインと遊具等の安全性勘案して決定する。
- ・ 整備遊具等に寄附プレート（寄附者や日付け等を記載したプレート）を設置すること。なお、詳細は、契約後、カブトガニ博物館と協議の上、決定する。
- ・ 提案においては、必ず現地を調査確認した上で行うこと。
- ・ 工事完成から新遊具公開式典の開催（令和8年3月）までの間、新遊具の使用禁止措置や目隠し対応を行うこと。

4 施工条件

- (1) 施工期間 契約日～令和8年3月5日(木)
- (2) 施工計画 工程計画, 施行方法等については, 書類で提出し承認を得ること。
- (3) 施行時間 一週間のうち, 日, 祝日を除いた曜日で9時～17時とする。ただし, 管理者が認める場合はこの限りではない。
- (4) 工事の施工の実施に当たっては, 関係法令を遵守し, 常に適切な管理を行うものとする。
- (5) 実施設計の詳細図面に明記してある材料について, 監督員の承諾を得て速やかに手配し, 工事の進捗に遅延の無いようにすること。また, 設置前に監督員に連絡し, 材料の検収を行うこと。
- (6) 工事完成写真作成の際は, 工程毎に各段階(着手前, 完成, 施工状況, 出来高管理, その他)に整理し, 工程の過程が容易に把握出来る様にする。
- (7) 岡山県土木工事施工管理基準に基づき, 出来高管理成果表・品質管理成果表を作成すること。
- (8) 遊具等の製作工場における品質確認検査(部材塗装前の加工状況・溶接状況, 塗装膜厚確認等)および竣工時の社内検査(出来高確認)の状況写真を提出すること。
- (9) 木材を使用する場合は, 防腐処理証明書を提出すること。
- (10) 現場から発生する建設副産物については, 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)を遵守し, 適正に処分すること。
- (11) 構造上必要な地盤支持力について現地確認を行い, 不足する場合は必要な措置を講じること。
- (12) 工事に伴い, 周辺の既施設等を破損した場合は, 受注業者により補修等行うこと。
- (13) 公園利用者の安全を第一に考え工事箇所のバリケード, 工事看板の設置, 工事車両の誘導及び公園内の移動速度10km/h以下の徹底とともに, 公園周辺における歩行者の安全確保や近所への騒音・粉塵対策, 公共交通の支障とならないように配慮すること。
- (14) 周辺の道路舗装を傷つける恐れがある搬入車両の通行については, 舗装を傷つけないよう養生等による適切な対応を行うとともに, 通行の際には徐行を心がけ, 近隣住民から苦情が出ることがないように安全運転に十分留意すること。
- (15) 大型資材の搬入時は, 必要に応じて誘導員を配置する等の安全管理をするとともに, 責任を持って安全の確保に努めること。

5 参考資料

- ①位置図(資料1)
- ②公園整備図(資料2)

※ その他必要となる書類等がある場合には, カブトガニ博物館に申し出ること。

◇位置図





・既存東屋（撤去）
・フォトジェニック構造物新設エリア

ブランコ（移設遊具）

東屋新設エリア

・インクルーシブ遊具新設エリア
・自由提案遊具新設エリア

・ブランコ移設エリア
・スプリング遊具新設エリア

◇公園整備図

■笠岡市立カブトガニ博物館遊具等整備事業

<所在地> 笠岡市立カブトガニ博物館敷地内
・笠岡市横島1950-7地内 ・笠岡市横島1950-8地内